

(仮称)小名浜火力発電所
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 16 年 8 月

小名浜パワー事業化調査株式会社

目 次

I 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	1
(4) 縦覧場所	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
II 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と 当社の見解	8

I 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 16 年 6 月 11 日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告(別紙 1 参照)

平成 16 年 6 月 11 日(金)付で、下記日刊紙に「お知らせ」広告を掲載した。

- ・ 福島民報 (朝刊:福島県版 29 面)
- ・ 福島民友 (朝刊:福島県版 23 面)

② お知らせの折り込み広告の配布(別紙 2 参照)

平成 16 年 6 月 11 日(金)付の下記日刊紙に新聞折り込み広告(お知らせ 環境影響評価方法書の縦覧について)を配布した。

- ・ 読売新聞 (朝刊:小名浜地区配布版)
- ・ 朝日新聞 (朝刊:小名浜地区配布版)
- ・ 毎日新聞 (朝刊:小名浜地区配布版)

③ インターネットによる公告(別紙 3 参照)

平成 16 年 6 月 11 日(金)～7 月 12 日(月)の期間、日本化成株式会社のホームページに「お知らせ」を掲載した。

④ ポスター掲示による公告(別紙 4 参照)

平成 16 年 6 月 11 日(金)～7 月 12 日(月)の期間、下記場所において「お知らせ」ポスターを掲示した。

- ・ 福島県庁
- ・ 福島県いわき地方振興局
- ・ いわき市役所
- ・ いわき市役所小名浜支所
- ・ 日本化成(株)小名浜工場

(3) 縦覧期間

縦覧期間:平成 16 年 6 月 11 日(金)から平成 16 年 7 月 12 日(月)まで

(関係自治体庁舎では土・日曜日を除く。日本化成(株)小名浜工場では土・日曜日も実施)

縦覧時間:午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 縦覧場所

関係自治体庁舎及び日本化成(株)小名浜工場の計 5 箇所において縦覧を行った。

- ・ 福島県庁
福島市杉妻町 2 番 16 号(西庁舎 8 階 生活環境部環境評価景観グループ)
- ・ 福島県いわき地方振興局
いわき市平字梅本 21 番地(福島県いわき合同庁舎 4 階 県民部県民生活グループ)
- ・ いわき市役所
いわき市平字梅本 21 番地(いわき市役所 1 階)
- ・ いわき市役所小名浜支所
いわき市小名浜花畑町 15 番地 1
- ・ 日本化成(株)小名浜工場
いわき市小名浜字高山 34 日本化成(株)小名浜工場内

(5) 縦覧者数

縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)は 36 名で、各縦覧場所別の縦覧者数は以下のとおりである。

- ・ 福島県庁 1 名
- ・ 福島県いわき地方振興局 0 名
- ・ いわき市役所 15 名
- ・ いわき市役所小名浜支所 8 名
- ・ 日本化成(株)小名浜工場 12 名

2 環境影響評価方法書への意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成16年6月11日(金)から平成16年7月26日(月)まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について意見書用紙を縦覧場所に備え付け、以下の方法により意見を受け付けた。

- ① 縦覧会場に設置した意見箱への投函
- ② 小名浜パワー事業化調査(株)への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は6通(意見の総数:9件)であった。

日刊新聞紙における公告

福島民報（平成 16 年 6 月 11 日 朝刊 福島県版 29 面）

お知らせ

環境影響評価法第七条に基づき、（仮称）小名浜火力発電所 環境影響評価方法書を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成十六年六月十一日 小名浜パワー事業化調査株式会社 代表取締役社長 吉村 完

【事業者の氏名及び住所】

氏名 小名浜パワー事業化調査株式会社

代表者 代表取締役社長 吉村 完

住所 福島県いわき市小名浜字高山三四番地

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称（仮称）小名浜火力発電所

種類 発電所（火力）

規模 四十万キロワット（二十万キロワット×二基）

【対象事業が実施されるべき区域】

福島県いわき市小名浜字高山三四番地（日本化成（株）小名浜工場構内）

【環境影響評価法第六条第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

福島県いわき市

【縦覧】

縦覧場所（いずれの場所でも閲覧できます）

・福島県（生活環境部）環境評価課グループ（福島市杉妻町二番一六号 福島県庁西庁舎八階）

・福島県いわき市地方振興局（県民部）県民生活グループ（いわき市平字梅本一五番地 県いわき合同庁舎四階）

・いわき市役所（いわき市平字梅本二番地 いわき市役所一階）

・いわき市役所小名浜支所（いわき市小名浜字花畑町一五番地）

・日本化成（株）小名浜工場（いわき市小名浜字高山三四番地）

縦覧期間 平成十六年六月十一日（金）から平成十六年七月十二日（月）まで（土曜日・日曜日を除きます）なお、日本化成（株）小名浜工場では土曜日・日曜日にもご覧になれます。

縦覧時間 午前九時から午後五時まで

【意見の受付】

この方法書に対し、環境保全の見地からの意見を有する方は意見書を縦覧場所にある意見箱に投函くださるか、または郵送にてお寄せください。

提出期限 平成十六年七月二十六日（月）まで（当日消印有効）

提出先 千九七一八二〇一 福島県いわき市小名浜字高山三四番地

小名浜パワー事業化調査（株）プロジェクト部

意見書の記載事項

・提出の対象である方法書の名称

・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

・方法書についての環境保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）

【お問い合わせ先】

小名浜パワー事業化調査（株）プロジェクト部

（電話番号 〇二四六一五三三三四二三）

福島民友（平成 16 年 6 月 11 日 朝刊 福島県版 23 面）

お知らせ

環境影響評価法第七条に基づき、（仮称）小名浜火力発電所 環境影響評価方法書を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成十六年六月十一日 小名浜パワー事業化調査株式会社 代表取締役社長 吉村 完

【事業者の氏名及び住所】

氏名 小名浜パワー事業化調査株式会社

代表者 代表取締役社長 吉村 完

住所 福島県いわき市小名浜字高山三四番地

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称（仮称）小名浜火力発電所

種類 発電所（火力）

規模 四十万キロワット（二十万キロワット×二基）

【対象事業が実施されるべき区域】

福島県いわき市小名浜字高山三四番地（日本化成（株）小名浜工場構内）

【環境影響評価法第六条第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

福島県いわき市

【縦覧】

縦覧場所（いずれの場所でも閲覧できます）

・福島県（生活環境部）環境評価課グループ（福島市杉妻町二番一六号 福島県庁西庁舎八階）

・福島県いわき市地方振興局（県民部）県民生活グループ（いわき市平字梅本一五番地 県いわき合同庁舎四階）

・いわき市役所（いわき市平字梅本二番地 いわき市役所一階）

・いわき市役所小名浜支所（いわき市小名浜字花畑町一五番地）

・日本化成（株）小名浜工場（いわき市小名浜字高山三四番地）

縦覧期間 平成十六年六月十一日（金）から平成十六年七月十二日（月）まで（土曜日・日曜日を除きます）なお、日本化成（株）小名浜工場では土曜日・日曜日にもご覧になれます。

縦覧時間 午前九時から午後五時まで

【意見の受付】

この方法書に対し、環境保全の見地からの意見を有する方は意見書を縦覧場所にある意見箱に投函くださるか、または郵送にてお寄せください。

提出期限 平成十六年七月二十六日（月）まで（当日消印有効）

提出先 千九七一八二〇一 福島県いわき市小名浜字高山三四番地

小名浜パワー事業化調査（株）プロジェクト部

意見書の記載事項

・提出の対象である方法書の名称

・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

・方法書についての環境保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）

【お問い合わせ先】

小名浜パワー事業化調査（株）プロジェクト部

（電話番号 〇二四六一五三三三四二三）

日刊新聞紙への折り込み広告

住民の皆様へ

平成 16 年 6 月 11 日

お知らせ 環境影響評価方法書の縦覧について

このたび小名浜パワー事業化調査株式会社では、「(仮称)小名浜火力発電所 環境影響評価方法書」を作成しましたので、環境影響評価法第七条に基づき、次のとおり公告、縦覧いたします。

1. 事業者の氏名及び住所

氏 名 小名浜パワー事業化調査株式会社
 代表者 代表取締役社長 吉村 完
 住 所 福島県いわき市小名浜字高山 34 番地

2. 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 (仮称)小名浜火力発電所
 種 類 発電所(汽力)
 規 模 40万キロワット(20万キロワット×2基)

3. 対象事業が実施されるべき区域

福島県いわき市小名浜字高山 34 番地(日本化成㈱小名浜工場構内)

4. 環境影響評価法第六条第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

福島県いわき市

5. 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

場所(どの場所でも閲覧できます)

- ・福島県(生活環境部)環境評価景観グループ
(福島市杉妻町 2 番 16 号; 福島県庁西庁舎 8 階)
- ・福島県いわき地方振興局(県民部)県民生活グループ
(いわき市平字梅本 15 番地; 県いわき合同庁舎 4 階)
- ・いわき市役所(いわき市平字梅本 21 番地; いわき市役所 1 階)
- ・いわき市役所小名浜支所(いわき市小名浜花畑町 15 番地の 1)
- ・日本化成㈱小名浜工場(いわき市小名浜字高山 34 番地)

期間 平成 16 年 6 月 11 日(金)から平成 16 年 7 月 12 日(月)まで
 (土曜日・日曜日を除きます)

なお、日本化成㈱小名浜工場では土曜日、日曜日にもご覧になれます。

時間 午前 9 時から午後 5 時まで

6. 意見の受付

この方法書に対し、環境保全の見地からの意見を有する方は縦覧場所に備え付けの意見書に住所・氏名・ご意見を記入の上、意見箱に投函くださるか、または下記提出先まで郵送にてお寄せください。

提出期限 平成 16 年 7 月 26 日(月)まで(当日消印有効)

提出先及びお問い合わせ先

〒971-8101 福島県いわき市小名浜字高山 34 番地
 小名浜パワー事業化調査㈱ プロジェクト部
 (お問い合わせ電話番号 0246-53-3423)

日本化成(株)ホームページへの掲載

平成16年6月11日

「(仮称)小名浜火力発電所 環境影響評価方法書」の
届出、送付及び縦覧について

このたび小名浜パワー事業化調査株式会社では、「(仮称)小名浜火力発電所 環境影響評価方法書」を作成しましたので、環境影響評価法第七条に基づき、平成16年6月10日付で経済産業大臣に届出るとともに、福島県知事、いわき市長へ送付いたしました。
また、環境影響評価法第七条に基づき、平成16年6月11日より「(仮称)小名浜火力発電所 環境影響評価方法書」を下記のとおり縦覧いたします。

発電所の計画概要

発電所名称 : (仮称)小名浜火力発電所
所在地 : 福島県いわき市小名浜字高山34番地
(日本化成株式会社 小名浜工場構内)
発電方式 : 火力
発電機出力 : 40万キロワット(20万キロワット×2基)
運転予定時期 : 1号機;平成22年10月
2号機;平成24年10月

方法書の縦覧

【縦覧場所】

■ 関係自治体庁舎(土曜日、日曜日は除きます。)■

福島県(生活環境部)環境評価景観グループ

住所:福島市杉妻町2番16号;福島県庁西庁舎8階

福島県いわき地方振興局(県民部)県民生活グループ

住所:いわき市平字梅本15番地;県いわき合同庁舎4階

いわき市役所

住所:いわき市平字梅本21番地;いわき市役所1階

いわき市役所小名浜支所

住所:いわき市小名浜花畑町15番地1

日本化成株式会社 小名浜工場(土曜日、日曜日でもご覧になれます)

住所:いわき市小名浜字高山34番地

【縦覧期間】

平成16年6月11日(金)から平成16年7月12日(月)まで

【縦覧時間】

午前9時から午後5時まで

意見の受付

この方法書に対し、環境保全の見地からの意見を有する方は縦覧場所に備え付けの意見書に住所・氏名・ご意見を記入の上、意見箱に投函くださるか、または下記提出先まで郵送にてお寄せください。

提出期間:平成16年7月26日(月)まで(当日消印有効)

提出先及びお問い合わせ先

〒971-8101

福島県いわき市小名浜字高山34番地

小名浜パワー事業化調査株式会社 プロジェクト部

お問い合わせ電話番号 0246-53-3423

住民の皆様へ

お知らせ 環境影響評価方法書の縦覧について

このたび小名浜パワー事業化調査株式会社では、「(仮称)小名浜火力発電所 環境影響評価方法書」を作成しましたので、環境影響評価法第七条に基づき、次のとおり公告、縦覧いたします。

1. 事業者の氏名及び住所

氏 名 小名浜パワー事業化調査株式会社
代表者 代表取締役社長 吉村 晃
住 所 福島県いわき市小名浜字高山 34 番地

2. 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 (仮称)小名浜火力発電所
種 類 発電所 (火力)
規 模 40 万キロワット (20 万キロワット×2 基)

3. 対象事業が実施されるべき区域

福島県いわき市小名浜字高山 34 番地
(日本化成㈱小名浜工場構内)

4. 環境影響評価法第六条第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

福島県いわき市

5. 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

場所 (どの場所でも閲覧できます)

- ・福島県 (生活環境部) 環境評価課グループ (福島県庁)
- ・福島県いわき市地方振興局 (県民部) 県民生活グループ (県いわき合同庁舎)

・いわき市役所

・いわき市役所小名浜支所

・日本化成㈱小名浜工場

期間 平成 16 年 6 月 11 日 (金) から

平成 16 年 7 月 12 日 (月) まで

(土曜日・日曜日を除きます)

なお、日本化成㈱小名浜工場では土曜日、日曜日にもご覧になれます。

時間 午前 9 時から午後 5 時まで

6. 意見の受付

この方法書に対し、環境保全の見地からの意見を有する方は縦覧場所に備え付けの意見書に住所・氏名・ご意見を記入の上、意見箱に投函くださるか、または下記提出先まで郵送にてお寄せください。

提出期限 平成 16 年 7 月 26 日 (月) まで (当日消印有効)

提出先及びお問い合わせ先

F971-8101 福島県いわき市小名浜字高山 34 番地
小名浜パワー事業化調査㈱ プロジェクト部
(お問い合わせ電話番号 0246-53-3423)

II. 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた意見は9件であった。このうち、環境の保全の見地からの意見は6件であり、環境保全の見地以外の意見は3件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要及びこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

No	意見の概要	当社の見解
1	なぜここに来て発電所等造るのか理解に苦しむ。数年後には住民がかなり苦しむのがわかるのでできるなら反対をしたい。	国際競争力の乏しい電力料金を低廉化することを目的として、平成12年3月に電力の小売りが一部自由化されました。自由化後4年を経た現在では着実に電力料金が低減され、自由化の趣旨が浸透してきているところです。 当社の出資者であるダイヤモンドパワー(株)は、本事業の実施により安定的かつ安価な電源を確保し、自由化の恩恵に預かる需要家を拡大することによって、自由化の趣旨に則した事業展開を図ることを目的として本事業に参画しております。 同じく当社の出資者である日本化成(株)は、小名浜工場において長年にわたり、コークス製造事業を営んでおりましたが、事業環境の変化により、平成11年にコークス工場の操業を停止するに至りました。こうした中、コークス事業で蓄積した有形・無形のインフラを活用し、地域経済再活性化のための事業構築を行うべく、代替となる新規事業として発電事業の検討を進め、この度、本事業に参画するに至りました。 発生電力は小名浜工場の自家消費用としても用います。 当社では、本事業の実現により、設備投資や雇用拡大等の直接的な効果のみならず、港湾事業、物流を始めとする企業間の取引も活発になり、地域経済の再活性化に大きく貢献できるものと期待しております。 今後、事業の詳細を計画するにあたっては、住民の皆様の生活環境に十分に配慮した計画となるよう関係行政及び住民の皆様など、各方面のご意見を踏まえて検討を進め、環境影響評価準備書において検討結果を明らかにしてまいります。

2. 大気質

No	意見の概要	当社の見解
2	発電所事業開始に反対 (理由) 大気汚染のおそれ充分。立地がまともに市内に含まれている。どこの火力発電所をみても人里離れた処に立地している。(それを知って近くに住むのは自由) 人家の密集地に進出するのは絶対反対である。	発電所の計画地点である小名浜地区は、小名浜港に鉱産品専用埠頭や臨港道路が整備され、また、日本化成(株)小名浜工場に工業用地や工業用水道が整備されているなど、発電所の立地に必要な産業基盤が整っております。 当社では、このような立地条件を活用し、日本化成(株)小名浜工場内に発電所の建設を計画致しました。 今後、事業の詳細を計画するにあたっては、近隣住民の皆様の生活環境に十分に配慮した計画となるよう検討を進め、環境影響評価準備書において検討結果を明らかにしてまいります。

No	意見の概要	当社の見解
3	平成 12 年頃迄日本化成工場よりばい煙がかなり発生。家の中等、一日で黒く成ってしまう様な経験があり。(平成 12 年 4 月より当地に千葉より引っ越ししてきた為、以前のことはあまりわからず)そのような状態に再び成る様では非常に困る。	本事業においては石炭の運搬は防じんカバーがけをした車両で行い、貯炭は屋内貯炭場を新設し、石炭の取り扱いを屋内とすることにより、石炭粉じんの発生を防止する計画です。 また、煙突からの排ガスについては、国内で最高水準のばい煙処理を行い、コークス工場の操業時と比較して硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの排出量を可能な限り削減する計画です。
4	小名浜の空気は汚さないでほしい。 ・人体への影響が考えられる。 ・植木類(緑)が枯れる可能性 ・粉じんにより洗濯物がよごれる。 ・家の中まで石炭灰によりよごれる。 公害は出さないでください。	
5	当該住吉地区は、住居数約 500 戸、企業数約 60 数社の地域であり、煙害の被害を受ける地域であります。①5～8 月の南風の季節に被害が予想される。②農地 30ha、トマト栽培施設 18ha が位置しており、トマト栽培施設は雨水を循環利用する計画であり、SOx 及び NOx、その他重金属類が雨水に含まれる心配がないのか。③これら、有害物質が絶対飛散しないよう配慮願います。	本事業では、国内で最高水準のばい煙処理を行い、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの排出量を可能な限り低減する計画としております。 こうした対策により小名浜火力発電所からの影響によって、現況の周辺地域の濃度が著しく増加するようなことはない想定しております。 なお、本事業では石炭は屋内貯炭場に貯蔵し、石炭粉じんの飛散を防止する計画です。 今後、現況調査を実施して地域の気象の状況を把握するとともに、周辺地域へのばい煙の影響について、年間の平均値や特殊な気象条件における着地濃度等を予測し、準備書において明らかにしてまいります。

3. 騒音

No	意見の概要	当社の見解
6	夜間等も稼働している訳であるのでかなりの音が周りに響き渡るものと思う。	発電所の運転開始後における主要な騒音発生機器としては、ボイラー、蒸気タービン、冷却塔などがあります。これらの主要な騒音発生機器は、低騒音型の機器を採用する、防音カバーを設置するなどの騒音対策を行い、可能な限り騒音の低減を図る計画としております。 騒音の具体的な予測結果については、今後、環境影響評価準備書にて明らかにしてまいります。

4. その他（環境保全の見地以外からの意見）

No	意見の概要	当社の見解
7	環境影響評価方法書の閲覧は結構なことです。が一般住民に対しもっとわかりやすく説明する場を設けてほしいと思います。新聞で閲覧の知らせを流しましたが、見過ごしてしまった方が大半のようでした。過去の日化の問題もありましたので、よろしくお願い致します。	環境影響評価方法書の公告縦覧にあたっては、環境影響評価法等の関連法令に基づいて、日刊新聞紙にお知らせを公告するとともに、近隣住民の皆様には新聞の折り込み広告にてお知らせしてまいりました。 今後の環境影響評価の手続きにおいては、現況調査及び予測、評価を実施した後に環境影響評価準備書を作成して、住民説明会を開催するとともに、あらためて住民の皆様からのご意見を伺うこととなっております。 今後も、生活環境への影響を低減できるよう十分な検討を進めるとともに、地域の方々のご理解が得られるよう取り組みを進めてまいります。
8	閲覧しただけでは環境影響についてがよくわかりません。小名浜全体に関係有ることなのでもっとわかりやすい言葉で説明会などするべきだと思います。 環境全般に対する汚染が一番心配です。	今後も、生活環境への影響を低減できるよう十分な検討を進めるとともに、地域の方々のご理解が得られるよう取り組みを進めてまいります。
9	住民に対してリスクアセスメントの説明会を開くこと。	なお、日本化成グループでは、平成15年12月にレスポンシブル・ケア[*]方針を定め、環境と安全に配慮した循環型社会の形成に貢献できる企業を目指して様々な活動に取り組んでおります。 こうした活動の成果については、今後、環境・安全情報として社会に公開し、積極的にコミュニケーションを図っていく方針です。 *レスポンシブル・ケア 化学物質を製造し、または取り扱う事業者が、自己決定・自己責任の原則に基づき、化学物質の開発から製造、流通、使用、最終消費を経て廃棄に至るまでの全ライフサイクルにわたって、環境・安全・健康を確保することを経営方針において公約し、環境・安全・健康面の対策を実施し、改善を図っていく自主活動